

件名	愛媛県在宅介護研修センター管理条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>在宅介護研修センターの業務、指定管理者の管理の基準及び業務の範囲等について定める。</p> <p>1 センターの業務</p> <p>(1) 介護を必要とする高齢者を支える家族、ボランティア、介護に関する施設の職員等に対する在宅介護の研修に関すること。</p> <p>(2) 介護に関する相談に関すること。</p> <p>(3) 介護に関する情報の提供に関すること。</p> <p>(4) 介護にかかわる関係団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>2 指定管理者の業務及び権限</p> <p>(1) センターの業務（介護に係る研修、相談、情報提供及び連絡調整）の実施</p> <p>(2) センターの維持管理</p> <p>(3) 研修計画の作成、受講生の決定等</p> <p>3 利用時間 午前9時から午後5時まで（宿泊室は翌日の9時まで）</p> <p>4 休館日 月曜日及び年末年始</p> <p>5 研修の受講 指定管理者が定める研修計画・手続に従い、応募者の中から指定管理者が決定する。</p> <p>6 その他 利用を制限する場合の規定を整備</p>	
施行日	平成16年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 設置の背景</p> <p>在宅介護を中心とする「高齢者の尊厳を支えるケア」の確立が急務 社会的コストである介護給付費の増加の抑制が急務</p> <p>2 政策目標 介護ボランティア・介護家族を今後10年間でそれぞれ約1万人の研修を行う。</p> <p>3 設置場所 松山市末町甲9-1 旧湯やま荘（東レ健康保険組合から購入）</p> <p>4 条例に伴う予算関連措置等</p> <p>購入整備費【在宅介護研修センター整備費】（146,320千円）（12月補正予算）</p> <p>5 その他</p> <p>研修受講者が実践活動を体験できる場として、センター内で、団体の自主事業としてデイサービス等の介護サービス事業を実施。</p>	